



Title	昭和30～40年代にみられた大阪市におけるごみ処理の変動：埋立処分地に着目して
Author(s)	波江, 彰彦
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2009, 43, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4997
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

昭和30～40年代にみられた 大阪市におけるごみ処理の変動

——埋立処分地に着目して——

波 江 彰 彦

1. はじめに

本稿では、第二次世界大戦以降に大阪市のごみ¹⁾処理がみせた変動の一側面について記したい。明治以降の近代化に伴って発展・変容してきたごみ処理の全体的な流れについてはすでに報告しているため（波江2008、2009）、ここではその中でも大きな変動がみられた昭和30～40年代のごみ処理について具体的な事例を取り上げながら説明したい。特に、この時期のごみ処理において重要な役割を果たしながらも、同時にさまざまな問題を引き起こした埋立処分地に着目する。

戦後復興期を過ぎて高度経済成長期へと突入していく昭和30年代以降、生産・消費という経済活動が急成長し、工業用地や交通・流通網などのインフラ整備が急ピッチで進められた。こうしたいわゆる「動脈系」の活動が進展するに伴って、その副産物である「老廃物」（ごみ・下水・環境汚染物質など）も必然的に増加した。こうした「老廃物」を処理するいわゆる「静脈系」の活動・施設は、環境の管理や「動脈系」活動の持続的発展に不可欠である。しかしながら、経済成長優先の社会においては「静脈系」活動・施設は重要視されず、その上さらに、焼却場や埋立処分地といったごみ処理関連施設などは NIMBY²⁾ 施設として人々から拒絶された。また、「静脈系」活動・施設の不十分さや不適切さによって、環境は管理される

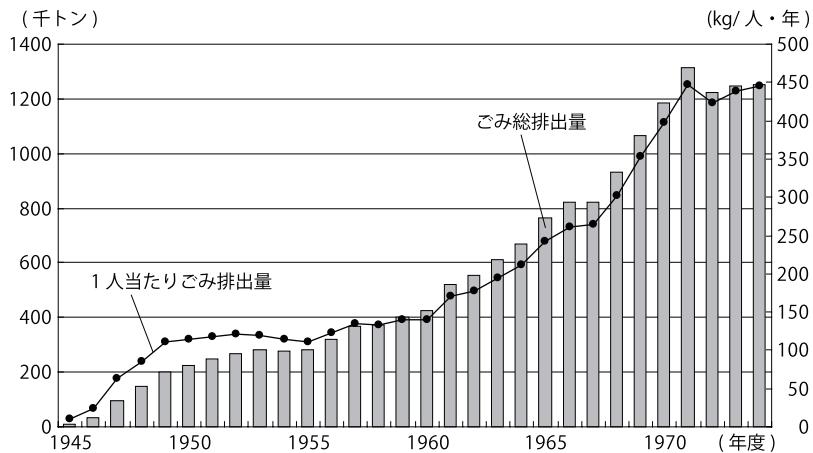


図1 大阪市におけるごみ排出量の推移 (1945~1974年度)

注：1945~1951年は1~12月の年次集計。人口は国勢調査の調査年以外は推計。

資料：『大阪市統計書』(各年版)をもとに作成。

どころかダメージを受けるケースもみうけられた。本稿では、「静脈系」の1つであるごみ処理活動・施設の分析を通じて、昭和30~40年代における都市環境管理の具体的な様相の一端を示すことができると言える。

2. ごみ排出・処理の概況

まず、本稿で取り上げる昭和30~40年代のごみ処理が置かれた状況を理解するために、その前段階である戦後直後の時期を含めた昭和20~40年代のごみ排出についてみておく。図1は、この時期におけるごみ総排出量と1人当たりごみ排出量を示したものである。1949（昭和24）年度から1955（昭和30）年度までは1人当たりごみ排出量がほぼ横ばいであり、ごみ総排出量の増加は人口の増加に応じたものであったことがうかがえる。その後、1人当たりごみ排出量が増加し始め、高度経済成長期に突入する1960（昭和35）年度から第一次オイルショックの前年である1971（昭和46）年度まで、ごみ総排出量・1人当たりごみ排出量ともに右肩上がりで急激に

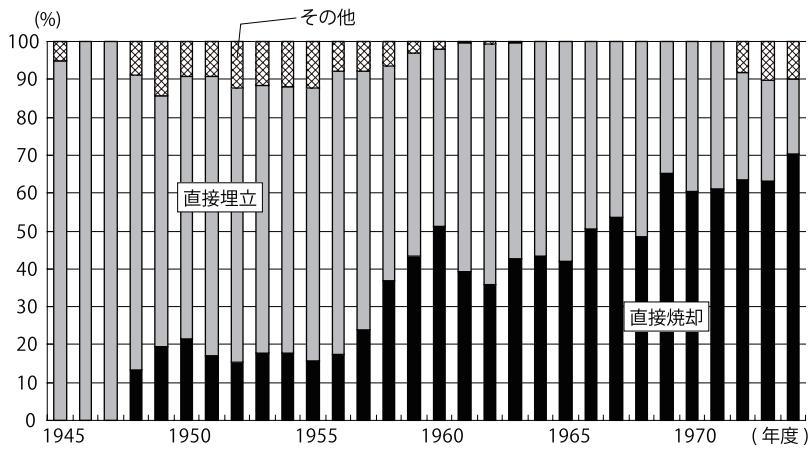


図2 大阪市におけるごみ処理内訳の推移（1945～1974年度）

注：1945～1951年は1～12月の年次集計。その他は肥料・飼料利用、圧縮処理などである。

資料：『大阪市統計書』（各年版）をもとに作成。

増加した。10年あまりのあいだに総量で3倍以上に膨れ上がったごみは、大阪市のごみ処理を苦境に追いやることになった。

では、このように急増したごみはどうに処理されたのだろうか。図2に、昭和20～40年代におけるごみ処理内訳の推移を示す。ごみ処理の主要な方法は直接焼却と直接埋立であり、ごみの焼却処理が再開された1948（昭和23）年度から1956（昭和31）年度までは直接焼却が2割、直接埋立が7割とほぼ一定して推移していた。この時期にみられる他の処理は売却や飼料としての利用である。1957（昭和32）年度以降、直接焼却処理率は一時上昇するが、その後40%前後に低下する。急増するごみに焼却処理が追いつかなかったのである。1966（昭和41）年度になると直接焼却処理率はコンスタントに50%を超えるようになり、ごみ処理における焼却と埋立の役割は逆転した。

ごみの焼却処理についてもう少し具体的にみていきたい。戦後、大阪市は焼却処理を再開したが、これは戦前に建設された焼却炉を一部復旧して

行われた³⁾。1935（昭和10）年度には排出ごみの76.3%⁴⁾を処理した能力をもつ施設であったが、復旧時点ですでに老朽化しており、また一部施設は戦時中に軍事転用されたり⁵⁾ダメージを受けたりしたので、多くの処理能力は望めなかった。こうした施設では将来的なごみの増加に対応できることを見越していた大阪市は、昭和30年代に入ってすぐにごみ処理に新たな技術を導入しようとする動きをみせた。

それは、デ・ロール式焼却炉の導入である。デ・ロール式焼却炉の技術的特徴や大阪市による導入過程については溝入（1988：371-395）が詳しく、ここでは簡単にまとめておきたい。デ・ロール式焼却炉はスイスのフォン・ロール社が開発した当時の最新焼却炉であり、1954（昭和29）年にベルンで第一号炉が建設された。24時間連続運転が可能な機械炉（全連続式機械炉）であり、排煙はコントロールされ、焼却熱を利用した発電ができるという特徴を有していた。1日8時間運転の間欠炉で、人力によるごみの投入や焼却残灰のかき出しを要し、深刻な煤煙問題を引き起こしていた大阪市（に限らず日本全体）で使われていた焼却炉（固定式バッチ炉）と比べれば能力の差は歴然としていた。

1956（昭和31）年の時点ですでに大阪市はデ・ロール式焼却炉について研究を開始しており、フォン・ロール社と文書で質問などのやりとりを交わしていた。橋本政実大阪市助役は、同年10月からの欧米視察の際にベルンの焼却施設を訪れている⁶⁾。しかし、フォン・ロール社からは日本（大阪市）のごみ質やごみ燃焼実験に関する詳細なデータを要求され、交渉はなかなか進捗しなかった⁷⁾。市内部でもヨーロッパとのごみ質の違いや高価な建設費を理由にデ・ロール式焼却炉導入に慎重な意見がみられたが、大阪市衛生研究所を中心にごみ質の分析を続け、長期的視点からみたデ・ロール式焼却炉の経済的優位性を主張した（渡1960）。

その後、1959（昭和34）年3月の市会においてデ・ロール式焼却炉の導

入は決議された。しかし、導入の実現はさらに難航した。当初は代理店を通じた単純輸入の予定であったが、フォン・ロール社は技術盗用を恐れ、合弁会社を日本に設立した上で技術保護・提携契約を要求したため、契約締結が遅れた⁸⁾。また、建設予定地とされた西淀川区大和田地区では反対運動が起きた。そこで住民は、西淀川区は低地帯で発展が遅れているからごみ焼却場よりも住宅や文化施設を建設してもらいたいことや、焼却場へごみを運搬する車両の通行により交通事情が悪化することなどを主張した⁹⁾。こうしたことなどが原因となって、当初は1962（昭和37）年12月を予定していたデ・ロール式焼却炉をもつ焼却施設（西淀工場）の竣工は、1965（昭和40）年6月までずれ込むこととなった¹⁰⁾。

デ・ロール式焼却炉の導入に費やした昭和30年代の10年間に、大阪市は戦前から使用している老朽化した焼却炉の日夜二部運転を実施したり、1959（昭和34）年8月に急遽固定式バッチ炉をもつ焼却場を新設したりしたが、図2が示すように急増するごみに対応しきれるものではなかった。1963（昭和38）年2月、大阪市は住吉工場（現住之江工場）を完成させた。これは、デ・ロール式焼却炉の導入が難航したため国産メーカーに発注して急ピッチで建設した、日本初の全連続式焼却炉をもつ施設であった（溝入1988：400-404；大阪市環境局2009：129）。昭和40年代に入ると、大阪市は次々と全連続式焼却炉をもつ清掃工場を完成させていき、焼却処理を中心とするごみ処理体制を確立していった。

3. ごみの埋立処分

焼却処理が思うように推進されなかつたこともあって、昭和30年代までの大阪市のごみ処理では埋立処分が中心的な役割を果たしていた。しかし、これはけっして順風満帆に行われていたわけではなく、特に戦後復興が一段落して都市化が進行した昭和30年代にはごみの埋立処分をめぐるさまざ

まな問題が頻発した。以下では、まず昭和20～40年代における埋立処分地の分布にみられる特徴を示した上で、ごみの埋立処分が引き起こした問題について具体的な事例を挙げながらみていく。

(1) 埋立処分地の分布

図3に、1948（昭和23）～1974（昭和49）年度に大阪市が設定した埋立処分地の分布とその時期別¹¹⁾の内訳を示す¹²⁾。昭和20年代には、市内の周縁部に多くの埋立処分地が設定された。この時期に関しては地形別にみた設定数のデータが残されており、池が29.2%、沼と低地がそれぞれ21.3%、低湿地が18.0%などとなっている（大阪市清掃局1959a：30）。また、終戦直後には爆撃跡や戦災跡もごみで埋め立てられていたようである（大阪市環境局2009：128）。「埋立地も、三～四年前までですと、不用で且つ危険な沼、低湿地などをなくし、有益な土地に更正するというので大変よろこばれていた」¹³⁾という記述があるように、ごみの埋立処分は土地の造成という役割も有していた。

昭和20年代に設定された主要な埋立処分地は、柴谷処分地と南港処分地である。柴谷処分地は1949（昭和24）年7月に住吉区（現住之江区）にあつた火薬庫跡を買収して設定したもので（大阪市清掃局1959a：15）、1964（昭和39）年8月まで約15年間にわたって使用された。南港処分地は南港（住吉区、現住之江区）の埋立造成地区の一部使用を港湾局から許可されて設定したもので、1954（昭和29）年から使用を開始している（大阪市清掃局1959a：15）。

昭和20年代には市内において比較的容易に埋立用地がみつかり、市有の広大な埋立処分地を有していたこともある、ごみの埋立処分は安定的に行われていたが、昭和30年代に入るとごみの埋立処分を取り巻く状況は厳しくなった。都市化の進行に伴って市内は稠密化し、埋立用地は少なくなっ

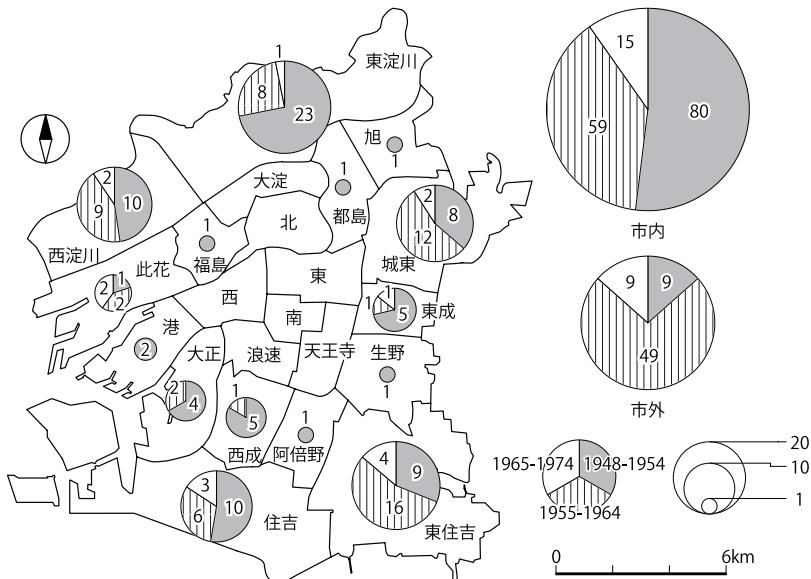


図3 大阪市の設定による埋立処分地の分布と時期別設定数

注：行政区は1974（昭和49）年7月に行われた再編以前のもの（22区）。データは各時期に設定された埋立処分地の数をあらわしており、各時期の使用数ではない。

資料：大阪市清掃局・環境事業局の『事業概要』（各年度版）、大阪市清掃局（1959a : 28-29）、
「37年以降埋立処分地明細表」（大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭和42年度版）』〔簿冊整理番号：00074737〕に収録）、「昭和42年度処分地調について」、「焼却
残滓の処分地の設定について」、「焼却残さい用処分地の設定について」、「此花区桜島
入堀の埋立てについて（回答）」（以上、大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭
和43年度版）』〔簿冊整理番号：00074736〕に収録）をもとに作成。

た。また、1955（昭和30）年から全国的に「蚊とはえのいない生活」運動¹⁴⁾が展開され住民の環境衛生意識が高まったことで、害虫・悪臭・汚水が発生する埋立処分地の不衛生な状態に苦情が相次ぐようになり、埋立用地の確保は困難を極めるようになった（大阪市清掃局1959a：15-16）。さらに、市有の2大埋立処分地のうち、南港処分地は港湾造成計画との関係で1958（昭和33）年10月に使用が中止された（大阪市環境局2009：144）。もう1つの柴谷処分地も、当初は1959（昭和34）年度中に使用終了の予定であった（大阪市清掃局1959a：18）。ごみ排出量の増加も相まって、埋

立処分地の不足は深刻であり、大阪市は市外にまで埋立処分地の確保に奔走した。図3で示すように、昭和30年代に大阪市が設定した埋立処分地の45.4%が市外に分布している。また、市内では、1955（昭和30）年に市域に編入し、比較的埋立用地が残されていた旧6町村地域¹⁵⁾に多くの埋立処分地が設定された。

しかし、住民が埋立処分地を忌避する傾向は強まる一方であり、また、次節で示すように埋立処分地ではさまざまな問題が生じ、昭和40年代にはもはや市の内外を問わず埋立処分地の設定は困難となった。この時期に市外で設定された埋立処分地の使用期間は数日間から数か月間と短期間である。市内における埋立処分地は、港湾部や海面にシフトしていった。1973（昭和48）年12月からは北港処分地（現在の舞洲）の使用が開始され、1977（昭和52）年度以降ごみの埋立はこの処分地にはほぼ一元化された。また、収集ごみの直接埋立は減少し、埋立処分地は焼却残灰や不燃ごみを受け入れる、焼却処理の補完的な役割へと変化していった。

（2）埋立処分地をめぐる問題

ここではまず、筆者がみいだすことのできた埋立処分地をめぐる問題の具体的な事例をいくつか挙げ、その後それらの特徴について整理したい。

①1956（昭和31）年5月に設定した北摂山間部の埋立処分地に関して、ごみ輸送車両の走行による交通渋滞や道路破損、ハエや汚水の発生に対する苦情がみられた。道路補修や薬剤散布などの対策を行ったが、住民の反対が強く、1957（昭和32）年6月に使用が中止された（大阪市清掃局1959a：21）。

②南港処分地の設定に対し、トラック搬入路沿いの住民が反対した。住民はごみ輸送車両の通行による交通渋滞やハエの飛来などを危惧した（大阪市清掃局1959a：22）。さらに、1931（昭和26）年6月、住吉区長・大

阪住吉漁業協同組合から漁業補償を求める陳情書が提出された。その中では、処分地からの汚水による海洋汚染によって漁獲量が減少したと主張した¹⁶⁾。この件について、大阪市清掃局（1959a：22）では「…水質検査を行う等その対策に努めてなんとか運営を継続することが出来た。これはたまたま同処分地が市有地であったから、強行出来たもので、民有地埋立であればその続行は全く不可能であったと思われる」という記述がみられる。

③1956（昭和31）年4月に設定された河内平野の埋立処分地では、現実にはさしたる被害はみられなかった。しかし、埋立による土地造成が土地利用者を利用する反面、付近住民がハエや悪臭に耐えなければならないことに対する反対感情が強く、同年8月に使用が中止された（大阪市清掃局1959a：22-23）。

④ある衛星都市の埋立処分地は、地主の要望により埋立計画を進めたが、当該都市当局の了解を得られなかつたことで埋立が不可能になった。地主側は大阪市の大量のごみによる埋立て短期間に土地造成が終わることを希望したが、ごみ処分に苦慮していた当局側は大阪市のごみ持ち込みを遠慮してほしいという意向であった（大阪市清掃局1959a：23）。

⑤1956（昭和31）年5月に使用開始された南河内郡平尾村（現堺市）の平尾峠処分地に関し、平尾村長から陳情書が出された。その中では、処分地は個人的交渉によって設定されたもので、大阪市は村の了解なくごみを搬入していると抗議した。処分地付近は交通の要所で民家に近く、ハエの発生・来襲に困っており、また、村は住民からの苦情に手を焼いていると主張している。これに対し、大阪市清掃局側は村長と面接して口頭で了解を得たとしている¹⁷⁾。

⑥1957（昭和32）年4月5日に使用開始された南河内郡北八下村（現松原市）の高見の里処分地に関し陳情書が出された。ここは住宅建設用地と

して居住者が増加していた地域であり、住民一同は大阪市に対しハエ・悪臭発生への善処を陳情した。同年5月21日に使用が中止された¹⁸⁾。

⑦1957（昭和32）年7月10日に柴谷処分地中止の陳情書が出された。処分地付近の工事関係者から、ハエや蚊の発生が甚だしく、従業員から数名の伝染病（疑似赤痢）患者が発生したという主張がなされた。これに対し、大阪市清掃局側は「現在柴谷処分地はハエの発生も少く、処分地の経営も従来よりよくなっている、陳情書に記載のハエ、蚊は、環境衛生のよくない、飯場附近に発生したものと思われる」としている¹⁹⁾。

⑧埋立処分地からの汚水が流入し、1,200m³の稻作地の3分の2が収穫皆無となる事故や、また、別の場所では1,500m³にわたり苗の根付けが不良になるという事故が発生した。悪臭や飛じんの発生もひどく、住民の猛烈な反対に遭い、埋立は途中で中止された。具体的な場所については記述されていない（大阪市清掃局1959b：3-4）。

⑨1964（昭和39）年8月19日、柴谷処分地で火災が発生した。約5時間半後に鎮火した。自然発火であると判断された²⁰⁾。

⑩1968（昭和43）年3月16日、南港処分地（2区）でガス中毒事故が発生した。処分地内の排水溝清掃中にメタンガスを吸い込んだことによるもので、作業員1名が一時意識不明になった²¹⁾。

⑪1968（昭和43）年11月17日、南港処分地（2区）で火災が発生した。自然発火によるもので、一週間以上にわたって燃え続けた²²⁾。

⑫南港処分地（2区）の延長使用をめぐって清掃局と南港を所管する港湾局との度重なる交渉が行われた。南港造成計画との関係から当初は1967（昭和42）年度末に使用終了予定であった南港2区は、埋立処分地の不足や焼却施設の操業の遅れを理由に、清掃局が港湾局に何度も南港2区の延長使用を申し入れ、結局1975（昭和50）年度末まで使用が延長された²³⁾。

さて、埋立処分地をめぐる問題について、大阪市清掃局（1959a：19-20）

では2つに分けて原因を考察している。1つめは「環境衛生上より」であり、ごみ輸送車両の走行による交通渋滞や飛じんの発生、ごみの飛散、ハエなどの害虫や悪臭の発生、有機物を含有する汚水による灌漑水や井戸水の汚染などを挙げ、「この危険は出来る限りの措置と努力を持ってしても最少限度は必ず遭遇を避けられない性格を持っているものである」としている。

2つめは「本市の特殊事情より」で、狭小な面積や人口稠密化により市内ののみならず大阪府下全域で埋立用地が少ないとや、大阪市周辺の衛星都市でも処分地不足の悩みは同様であり、各市結束して大阪市のごみの搬入防止を図っているため協力を得ることが困難となっていることを挙げている。この後半部分は、ごみの搬入元である大阪市と搬入先である自治体というステークホルダ間の利害対立と換言することができよう。

これを参考にして上記の具体的事例を整理すると、④と⑫以外は環境衛生上の問題をみいだすことができる。ハエや悪臭といった日常生活への悪影響から、交通渋滞などの生活環境の悪化、農地や漁場の環境汚染、広範囲に及ぶ公害まで問題の形態はさまざまである。害虫・悪臭の発生や汚水の浸出は、遮水工事を施しごみの埋立と覆土を交互に行う衛生埋立(sanitary landfill)が実施されていなかったことに原因がある。また、ごみ輸送車両の走行による生活環境の悪化は、埋立処分地が縁辺地に設定されがちであり、そこまでの道路整備が十分ではなかったことも背景にあった。そして、当時の埋立処分地ではメタンガス対策はほとんど行われておらず、いったん火がついてしまうと可燃性のごみの山全体に一気に燃え広がった。

次に、ステークホルダ間の利害対立については、③・④・⑤が該当する。大阪市が市外に埋立処分地を設定する場合、それはほぼ必然的に私有地になるため、土地所有者を介在することとなる。したがって、利害対立の構

造は、大阪市とごみを持ち込まれる自治体との二者間対立ではなく、土地保有者という第三者を巻き込んだ対立構造となる。埋立処分地を確保できる大阪市と土地造成を進めることができる土地保有者の双方の利益は一致するが、埋立処分地を奪われ、大阪市が持ち込むごみに起因する害虫発生等の問題に対処しなければならない自治体にとっては何の利益もなく、対立が生じて当然である。

さらに、大阪市清掃局（1959a：19-20）が示す上記の2つの原因のほかに、もう1つの原因も考えられる。それは、⑫の事例にみられるように、市の他部局あるいは他プロジェクトから受ける制限である。埋立処分地の確保に苦慮する清掃局にとって、市有地である広大な南港造成地区は貴重な埋立用地であり、工事に支障が生じるとして再三使用中止を通達してきた港湾局を押し切るかたちで南港2区処分地の使用を続けた。しかし、先に述べたように、1954（昭和29）年に使用を開始した南港処分地は、港湾造成計画との関係でわずか4年間あまりで使用中止となり、昭和30年代におけるごみ処理が苦境に立たされる一要因となった。

4. むすびにかえて

面積が狭小で早くから都市化が進んでいた大阪市にとって、膨大に生み出されるごみは、衛生面からみても減容化するという観点からも焼却処理することが最善であることは明白であった。そのことは大阪市も早い段階で理解していて焼却処理を推し進めようとしたのであるが、デ・ロール式焼却炉を導入する先進的な取り組みはなかなか実を結ばず、また、想定以上にごみが増加したため、埋立処分に頼らざるをえない状況が続いた。大阪市のごみ処理にとって昭和30年代は、理想と現実とのギャップを埋めようと苦しんだ時期だったといえる。放置すればごみで街中があふれかえってしまう状況を考えれば、当時の清掃従事者は最大限の努力を尽くしたと

思われるが、都市環境を管理するために行われたはずのごみ処理は、都市環境にさまざまなダメージを与え、また、都市間のコンフリクトを招いた。都市環境の管理にごみ処理が不可欠であることはいうまでもないが、当時はそのことが正当に評価されず、さらに、技術的な未熟さや不適切な処置がごみ処理の立場をより悪化させた。こうした面でも理想と現実とのギャップに苦しんだと考えられる。

最後に、本稿で提示した時期以後（一部昭和40年代を含む）の大阪市におけるごみ処理の展開について簡単に触れておきたい。戦前から使用されてきた木津川・寝屋川両焼却場は1965（昭和40）年8月に廃止された。1959（昭和34）年8月に新設された固定式バッチ炉をもつ焼却場も1972（昭和47）年3月に廃止された。一方、1963（昭和38）年2月の住吉工場の竣工から1980（昭和55）年7月までの17年間に、大阪市は全連続式機械炉をもつ10の清掃工場を完成させた（大阪市環境局2009：145-148）。その結果として、1960年代後半に50%台であったごみの直接焼却率は、1980年代には80%台にまで達するようになった²⁴⁾。他方、ごみの埋立処分に関しては、1986（昭和61）年度に舞洲の北港処分地の利用がほぼ終了し、代わって北港南地区（夢洲）の利用が開始された。また、1992（平成4）年10月以降大阪市はフェニックス計画²⁵⁾による処分場へのごみ搬入を開始している²⁶⁾。

現在の大阪市におけるごみ処理も、いくつかの変化はみられたものの、全連続式機械炉でできるだけごみを焼却処理し、焼却残灰等を海面処分場に一元的に埋め立てるという体制であり、1980（昭和55）年頃に確立したものと大まかにみれば変わらない。すなわち、現在の大阪市におけるごみ処理体制は、昭和30年代初頭に構想され、昭和30年代末になってそれが具現化し始め、昭和50年代までにはほぼ完成形になったといえる。

注

- 1) 本稿で用いる「ごみ」は、一般廃棄物からし尿を除いた家庭系ごみおよび事業系ごみを指しており、産業廃棄物は対象としていない。廃棄物の区分については環境省（2008：180）を参照。
- 2) “not in my backyard” の略語であり、必要性は認めるが近所にはお断りという考え方・態度を意味する。
- 3) 1948（昭和23）年1月に寝屋川第三・第四工場（1933〔昭和8〕年）、同年3月に木津川第三工場（1929〔昭和4〕年）、1949（昭和24）年4月に木津川第四工場（1929〔昭和4〕年）、1951（昭和26）年5月に木津川第六工場（1934〔昭和9〕年）および寝屋川第一工場（1929〔昭和4〕年）、1957（昭和32）年3月に寝屋川第二工場（1929〔昭和4〕年）をそれぞれ復旧している。各工場末尾の括弧内は工場の完成年。大阪市環境局（2009：141-144）を参照。
- 4)『大阪市統計書』による。
- 5) 1944（昭和19）年、木津川第一・第二工場は軍の指示により造船会社に貸与された（大阪市環境局2009：143）。
- 6)『昭和三十二年度通常予算に関する大阪市会常任委員会会議録』440-441頁。
- 7)『昭和三十三年度通常予算に関する大阪市会常任委員会会議録』512-513頁。
- 8)『昭和三十五年度通常予算に関する大阪市会常任委員会会議録』482頁。
- 9)『昭和三十五年度通常予算に関する大阪市会常任委員会会議録』484-485頁。
- 10) 日本における本格的な外国炉の第一号であった（溝入1988：382）。
- 11) 時期の設定方法はいろいろ考えられるが、本稿では単純に昭和20・30・40年代に区分した。波江（2008）では異なった時期設定を行っている。
- 12) 資料の1つである大阪市公文書館所蔵の公文書の一部は、プライバシー保護の観点から閲覧の不許可・制限を受けた。そのため、ここで示した埋立処分地のデータは、現時点で筆者が把握しているものである。
- 13)「公聴課だより 多いゴミの苦情——主婦の“声”を中心に——」（『大阪人』11(10)：32-33、1957）の33頁。
- 14) 第二次世界大戦後、日本脳炎・赤痢・腸チフスなどの流行が契機となって「蚊とはえの駆除」が大きく取り上げられ、1950（昭和25）年以降各県にモデル地区が設けられ、コミュニティ活動によってこの事業が推進された。こうした運動の全国的展開を図るため、1955（昭和30）年6月、閣議了解によって「蚊とはえのいない生活」運動は開始された。厚生省（1956）を参照。
- 15) 北河内郡茨田町（当時の城東区に編入）、中河内郡長吉村・瓜破村・矢田村・加美村（当時の東住吉区に編入）、中河内郡巽町（当時の生野区に編入）。
- 16)「じんかい処理場（南港処分地）整備方の陳情について」（大阪市公文書館

- 所蔵『処分地事業関係書類（昭和30～31年度）』〔簿冊整理番号：00146147〕に収録)。
- 17) 「平尾峰処分地に対する抗議書について」（大阪市公文書館所蔵『処分地関係書類（昭和30～31年度）』〔簿冊整理番号：00146147〕に収録)。
- 18) 「高見の里処分地の善処方要請について」（大阪市公文書館所蔵『処分地関係書類（昭和32年度）』〔簿冊整理番号：00146148〕に収録)。
- 19) 「柴谷処分地中止方の陳情について」（大阪市公文書館所蔵『処分地関係書類（昭和32年度）』〔簿冊整理番号：00146148〕に収録)。
- 20) 「ごみの山がもえだした」（『大阪人』18(10)：4-8、1964）の4頁。
- 21) 「南港処分地のガス中毒事故について」（大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭和42年度）』〔簿冊整理番号：00074737〕に収録)。
- 22) 「南港処分地の火災について」（大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭和43年度）』〔簿冊整理番号：00074736〕に収録)。
- 23) 「臨海造成地区の埋立処分地提供の申し入れについて」、「臨海造成地区の埋立処分地提供の申し入れについて（回答）」、「南港2区処分地の継続使用について（依頼）」（以上、大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭和42年度）』〔簿冊整理番号：00074737〕に収録）、「南港2区処分地の継続使用について（回答）」（1968〔昭和43〕年7月3日決裁）、「南港2区処分地の継続使用について（依頼）」（1969〔昭和44〕年1月27日決裁）、「南港2区処分地の継続使用について（回答）」（1969〔昭和44〕年2月28日決裁）、「南港2区処分地の継続使用について（依頼）」（1969〔昭和44〕年3月13日決裁）（以上、大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭和43年度）』〔簿冊整理番号：00074736〕に収録）、「南港2区処分地の継続使用について（回答）」、「南港（2区）処分地の使用期限について」（以上、大阪市公文書館所蔵『処分地事業関係書類（昭和44年度）』〔簿冊整理番号：00074735〕に収録)。
- 24) 『大阪市統計書』による。
- 25) フェニックス計画とは、大都市圏における廃棄物の広域最終処分計画であり、東京湾および大阪湾に広域の海面最終処分場を整備しようとするものである（吉野2003）。
- 26) 大阪市環境事業局『事業概要』（各年度版）を参照。

文献

- 大阪市環境局（2009）『平成20年度事業概要』大阪市環境局.
- 大阪市清掃局（1959a）『処分地の現状と将来対策』大阪市清掃局.
- 大阪市清掃局（1959b）『焼却施設の現状と将来対策』大阪市清掃局.
- 環境省編（2008）『平成20年版環境・循環型社会白書』日経印刷.
- 厚生省編（1956）『厚生白書』（昭和31年度版）東洋経済新報社.
- （厚生労働省ウェブサイト内「白書等データベースシステム」
[<http://www.hakusyo.mhlw.go.jp/wp/>] で検索・閲覧）
- 波江彰彦（2008）「近・現代におけるごみ管理システムの発展と変容」（所収
同『近・現代の大阪市におけるごみ排出・管理の時空間変動』大阪大学文
学研究科博士論文：79-115）.
- 波江彰彦（2009）「近現代のごみ処理——大阪市の事例を中心に——」『地理』54
(8) : 34-42.
- 溝入 茂（1988）『ごみの百年史——処理技術の移りかわり——』學藝書林.
- 吉野敏行（2003）「フェニックス計画」（所収 小島紀徳・島田莊平・田村昌三・
似田貝香門・寄本勝美編『ごみの百科事典』丸善：625-626）.
- 渡 清孝（1960）「都市清掃問題——特にごみ処理問題について——」『都市問
題研究』12(2) : 66-86.

（大学院博士後期課程修了）

SUMMARY

Changes of Solid Waste Disposal in Osaka City from 1955 to 1974: Focusing on Landfills

Akihiko NAMIE

This study aimed to show an aspect of the changes of solid waste disposal in Osaka City from 1955 to 1974, especially focusing on landfills.

In Osaka City, solid waste discarded from households, establishments and shops increased enormously in the period of rapid economic growth. Although the city government planned to promote incineration of solid waste just after it re-started incineration in 1948, solid waste disposal in the city had to depend on landfills until around 1965. Incinerators in the city failed to dispose of increasing weights of solid waste adequately, and the city government spent a long time to introduce the latest incineration plant at that time. Thus, the city government had to find landfills available both inside and outside the city area.

The city government made landfills mainly in the peripheral areas of the city until around 1955. Places for landfills were available in the city, and landfills were sometimes required for leveling the lands at the time. Since around 1955, finding places for landfills in the city became more and more difficult because of urbanization and growing protests against unsanitary landfills. Consequently, the city government made a number of landfills outside the city area, however, these landfills also became targets for blame soon.

From the cases of problems regarding landfills, this study found three types of problems. First, unsanitary landfills caused environmental problems, which included plague of vermin like flies and mosquitoes, worsening life environment such as traffic congestion and risks caused by waste transporting vehicles, and harmful influences on agriculture and fishery because of effluents from landfills. Second, setting landfills of Osaka City outside the city area caused conflicts among stakeholders including the governments and landowners. Finally, landfill setting and use were

restricted dependent on the city's other divisions and projects like waterfront developments.

Keywords : solid waste disposal, landfill, incineration, Osaka City